

瑞浪南中学校におけるいじめ防止基本方針

2018年4月

1 いじめ問題の基本的な方針

(1) 基本理念

「いじめは、どの学校でも、どこの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校生徒が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「瑞浪南中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」は以下の通りです。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- 生徒、教職員の人権意識を高めます。
- 校内に、生徒と生徒、生徒と教員をはじめとする温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

(2) いじめとは

いじめとは、当該児童生徒に、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成29年3月改定「いじめ防止対策推進法」より）

(3) いじめの特質

- ①いじめは、目に見えにくいものです。
- ②いじめは、人に相談しにくいものです。
- ③いじめは、いつでも、どこでも、だれにでも起こりうるものです。
- ④いじめの態様は、ひやかしやからかいから犯罪にあたるものまで多種・多様です。
- ⑤いじめられる側とそれ以外の者の認識に違っていることがあります。
- ⑥いじめは複雑化・深刻化すると人の命に関わります。
- ※いじめは、いじめられた者の心の中に「心の傷」をつくります。

(4) いじめ克服3原則

- ①教師がいじめに正面から向き合う
- ②いじめを複雑化・深刻化させない
- ③早期発見・早期対応・早期解決

2 いじめを未然に防止するために

(1) 生徒に対して

- ・生徒一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識を醸成する。
- ・生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- ・わかる授業を行い、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・生徒が自己実現を図れるように、生徒が生きる授業を日々行うことに努める。
- ・道徳の時間や学級活動・生徒会活動での指導を通して、思いやりの心や生徒一人一人がかけがえない存在であるといった命を大切にすることを育む。
- ・生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導を充実する。
- ・生徒が「いじめは決して許されないこと」という認識を持つようさまざまな活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをするはいじめをしていることにつながることや、いじめを見たら先生や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは正しいことであることも併せて指導する。
- ・いじめに関する講話を行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということといじめに気づいた時は、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを生徒に伝える。

(2) 学校全体として

- ・教員が「いじめは決して許さない」という姿勢を持っていることを、さまざまな活動を通して生徒に示す。
- ・いじめに関するアンケート調査を学期に1回実施し、その結果と生徒の様子の変化などについて教職員全体で共有する。
- ・いじめに関する心のアンケートを元に、6、9月に二者懇談を実施する。
- ・いじめ問題に関する校内研修を行い、いじめについての本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・いじめ問題に関する生徒会としての取組を行う。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実に努める。
- ・生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・いじめの構造やいじめ問題の対処等、いじめ問題についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。
- ・瑞浪市「セルフチェック24」を活用し、職員個々のいじめ問題対応に関する意識を常に高く保てるようにする。

(3) 保護者・地域に対して

「いじめを見逃さない・ともに考える」という協力体制をつくるための基本姿勢を示す。

- ・授業参観や保護者研修会の開催、ホームページ、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応について啓発を行う。
- ・生徒が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・いじめ問題の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校だより、授業参観日の道徳の授業、評議員会等で伝えて、理解と協力を依頼する。
- ・情報機器を活用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

3 いじめを早期発見するために

- ・日常の学校生活（授業、休み時間、給食の時間、部活動、掃除の時間、学校・学年行事の時間、登下校時等）で、特に気をつけて生徒の動きをみるチェックポイントを決定し、全教職員で問題の早期発見に心がける。
- ・家庭や地域での生活で、特に気をつけて生徒の動きをみるチェックポイントを決定し、内容を保護者や地域の指導者に知らせ、早期発見のための連携を密にとる。
- ・定期的にいじめアンケートを実施し、実態を探る。
- ・学校は、本人や保護者のいじめ問題の訴えを共感的な態度で受け止める。
- ・学校は、クラブの指導者や地域の人々からのいじめの情報を誠意をもって受け取る。
- ・教師は、いじめは常に存在するという危機意識をもって生徒に接する。
- ・教師は、いじめに関するどんな噂も聞き逃さないよう生徒に接する。

4 いじめに対して早期に対応するために

- ①管理職への報告
 - 緊急事態の意識をもち、報告を最優先する。
 - 管理職（校長・教頭）へ報告する。
 - 情報提供者に迷惑がかからない配慮をする。
- ②対応体制の確立
 - 校長（教頭・生徒指導主事）を中核に、事案に応じて柔軟な対応体制を確立する。
 - 事実関係把握までの手順・役割分担・内容を、個人名レベルで明確にし、確実に把握できるようにする。
- ③事実関係の把握
 - 聞き取るべき内容・留意すべき内容を確認する。
 - 被害者・加害者・関係者（観衆・傍観者）を個別に、できるだけ同時進行で行う。
 - 聞き取り途中での情報集約をし、ズレを極力減らして、全体像を把握する。
- ④対応方針の決定
 - 被害者の安全や保護を最優先にし、緊急度を確認する。
 - いつ・誰が・どのように対応するのかを決め、全教職員に周知し、迅速に対応を開始する。

5 いじめを確実に解決するために

- ①被害者・保護者に対して
○徹底して被害者の立場に立って対応する。
- ②加害者・保護者に対して
○いじめを行った理由や気持ちにしっかりと目を向けさせ、加害者の今後の生活についても前向きに取り組ませる。
- ③観衆・傍観者に対して
○いじめは被害者と加害者だけの問題ではなく、周りの者の態度によって助長されたり、抑止されたりすることを指導する。
- ④PTAや保護者・地域との連携
○周囲の多くの大人たちにも危機感をもち、温かい目で連携して見守るという意識をもてるようにする。

<いじめ解消の定義>

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ①いじめに関わる行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらにいじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに関わる行為が止んでいるかどうかを判れること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。
上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く監査する。

<資料の保管期間>

アンケートの質問票の原本等の一次資料の保管は最低でも当該生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文章等の二次資料及び調査報告書は指導要録との並びで保管期間を5年とする。

6 校内体制について

- ①「いじめ対策委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、（スクールカウンセラー）とする。
- ②役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- ③いじめの相談があった場合には、当該担任に加え、事実関係の把握、関係生徒・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、生徒の個人情報取り扱いに考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ④学校評価においては、年度毎の取組において、アンケート調査、教職員の評価等を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

7 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ①いじめの事実を確認した場合の瑞浪市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応については、瑞浪市教育委員会に指導・助言を求め、学校として組織的に動く。
- ②地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを進める。